

お知らせ

ワシントン条約：中華人民共和国における象牙および象牙製品の輸入禁止措置の継続について

2025年8月8日

経済産業省貿易経済安全保障局
貿易管理部野生動植物貿易審査室

ワシントン条約事務局より、2020年5月26日付けで中華人民共和国における象牙および象牙製品の輸入禁止措置の継続に関する通知(No. 2020/044)が発出されています。

No. 2020/044

<https://cites.org/sites/default/files/notif/E-Notif-2020-044.pdf>

【参考】中華人民共和国からの通知(No. 2020/044)について(和訳・要約)

- ・2020年4月15日、中国国家林業草原局は、2020年の公報第7号を発表し、象牙及び象牙製品の輸入禁止が公報の発表日から引き続き実施されることを明言した。これは、以前の国家林業局による公報第3号(2016年)で指定された措置が更新されることを意味する。
- ・アフリカゾウ(*Loxodonta africana*)及びアジアゾウ(*Elephas maximus*)からの牙及びその製品の輸入は禁止され、非商業目的の一部の例外(文化財の返還、科学研究又は教育、文化交流、公共展示、法執行又は司法)を除いて禁止される。新しい公報には、禁止の有効期限は設定されていない。

【本件に関するお問い合わせ先】

経済産業省貿易経済安全保障局貿易管理部 野生動植物貿易審査室

電話 03-3501-1723